

スノーダクトの凍結による漏水事故防止啓発チラシを作成

～漏水で数百万円を超える損害が発生することもある。積雪前に屋根の点検・清掃を～

日本損害保険協会北海道支部(委員長:加川 克仁・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 北海道地域担当 執行役員)は、冬季に多発するスノーダクトの凍結による水濡れ事故への注意を呼びかけるため、啓発チラシを作成しました。

スノーダクトは、屋根に積もった雪が融けた際の水を排出するための溝のことで、無落雪屋根の代表的な形式です。スノーダクト内に落ち葉やゴミ等が詰まっていると、融雪水がスムーズに排水されず、スノーダクト内で凍結して、建物内への漏水につながる危険性があります。当支部で実施した調査によると、事故による損害額が数百万円に上ったケースもありました。

チラシでは、事故防止のため、本格的な積雪時期の前に屋根の点検や掃除を行うよう呼びかけています。また、落雪屋根の場合は、落雪時にケガや事故が起こらないよう、雪止めフェンスや注意看板の設置を呼びかけています。

当支部では、住宅メーカー等の関係機関と連携しながら、冬季に向けてスノーダクト凍結事故防止の啓発活動を実施していきます。

■2023年度スノーダクト凍結事故防止啓発チラシ

スノーダクトや縦樋に落ち葉やゴミが詰まっていると、融雪水がスムーズに排水されず、ダクト内で凍結して、漏水につながる危険性があります!

屋根の点検には数万円程度の費用がかかりますが、漏水すると**数百万円を超える損害**が発生する場合があります。大切な家財や思い出の品などにも被害が及ぶかもしれません。積雪前に屋根の点検・清掃を行うことが大切です。

落雪屋根の場合は...
落雪時にケガや事故が起こらないよう、**雪止め・フェンス・注意看板の設置**を検討しましょう。

一般社団法人 日本損害保険協会 北海道支部
もし自宅に被害が生じたら...
知っておきたい「火災保険」のこと

「火災保険」は火災だけでなく、雪によって生じた損害にも補償することができます!

そのとおりです。さらに、「火災保険」は「水濡れ」の損害を補償するタイプもあります。スノーダクトや水道管の凍結など、自宅の給排水管設備の事故や、他人の戸室で生じた事故に伴って漏水が発生し、水濡れで住宅が損害を受けたときに、補償される場合があります。

ただし、保険契約の内容や事故状況によっては損害額の全部または一部が支払われない場合があります。積雪前に屋根の点検・清掃を行い、水濡れの発生を防ぎましょう。

火災保険を契約したい場合や、契約後に損害が発生した時は、損害保険代理店や保険会社にご連絡ください。

火災保険の申請を、訪問、インターネット、SNS等で勧誘する業者とのトラブルにご注意ください!

業者とのトラブルに関するご相談は、**0120-309-444**まで
【受付時間】月～金曜日(祝日)は北海道協会休日も除く(の午前9時～12時、午後1時～5時)

「保険が使える」と言われたら!
ご自宅での「損害保険会社」や「損害保険代理店」に**まず相談!**

冬季には、水道の凍結にもご注意ください。
長期不在時には水道凍結事故を防ぐため、**防止策として有効な「水抜き」**をしましょう!

*以下 URL からチラシ (PDF) をダウンロードいただけます。

https://www.sonpo.or.jp/news/branch/hokkaido/2023/pdf/2023_snow_chirashi.pdf